

徳島県告示第二百八十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	支援の種類	
株式会社かもな	徳島市名東町一丁目二〇三 一	こどもサポート教室か もな2	徳島市名東町一丁目四〇四 一	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和五年五月 一日
株式会社オアシス	同 佐古一番町八番二〇 号	ニジシス	板野郡北島町中村字東開三 番地三	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	同
合同会社ふるうる	吉野川市鴨島町鴨島乙八九 七六〇	こども発達支援 はぐ らぼ。すてら	名西郡石井町高川原加茂野 二七六 五	児童発達支援 保育所等訪問支援	同